

## 岐阜市雇用就労促進奨励金 よくある質問

### ●対象となる条件について

|                                                                                  |                                                                                                            |
|----------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>1 新型コロナウイルスの影響により、就労の場を失った場合とは、どのようなケースですか。</b>                               |                                                                                                            |
| A                                                                                | 令和2年1月28日以降に、新型コロナウイルスの影響により、雇用関係の終了（解雇、雇止め）、勤務を開始することの取消や撤回（内定取消、就労移行支援事業所から一般就労への取消等）が該当します。             |
| <b>2 正社員としての雇用契約ではありませんが、対象になりますか。</b>                                           |                                                                                                            |
| A                                                                                | ハローワークの職業紹介を経て就労したパート、アルバイト、派遣社員、契約社員等も対象になります。その他、雇用契約の内容に条件がありますので、問7をご参考にしてください。                        |
| <b>3 新型コロナウイルスの影響により、大幅に収入が減少した場合は対象になりますか。</b>                                  |                                                                                                            |
| A                                                                                | 大幅に収入が減少した方は、対象になりません。<br>雇用関係の終了（解雇、雇止め）、勤務を開始することの取消や撤回（内定取消、就労移行支援事業所から一般就労への取消等）などの就労の場を失った方が対象となります。  |
| <b>4 仕事の掛け持ち（2つの雇用契約を締結）の場合は、対象になりますか。</b>                                       |                                                                                                            |
| A                                                                                | 就労の場を失った方で、交付条件を満たす2つの雇用契約を締結した場合、いずれか先に交付決定を受けた場合のみになります。                                                 |
| <b>5 ハローワークでの求職活動を令和2年6月1日以前から行っていますが、対象になりますか。</b>                              |                                                                                                            |
| A                                                                                | 令和2年6月1日以前から求職活動を行っていても対象となります。<br>ただし、令和2年6月1日から12月31日までの間に雇用契約を締結し、かつ、雇用期間が開始した方が対象となります。                |
| <b>6 3月に東京の大学を卒業し、4月から市内で勤務、市内に転居する予定でしたが、内定取消となりました。この場合、就労の場を失った対象に該当しますか。</b> |                                                                                                            |
| A                                                                                | 令和2年1月28日以降に、内定取消の時点で市内に住所を有することが条件となります。<br>よって内定取消の時点で東京に住所を有した場合は対象になりませんが、内定取消の時点で市内に住所を有した場合は対象となります。 |

## 7 交付対象にならないのは、どのような場合ですか。

A 以下のいずれかに該当する場合、対象となる労働者及び事業者ともに交付対象となりません。

- ・雇用期間が3か月未満の場合
- ・対象となる労働者が以下の時点で市内に住所を有する者でない場合  
(市外に転居した時点で対象外となります)  
就労の場を失ったとき、雇用契約を締結したとき、雇用が開始したとき
- ・対象となる労働者の勤務地を市内としない場合  
(市内を勤務地とする雇用関係でなくなった時点で対象外となります。)  
(人材派遣業にあっては派遣先を勤務地とします。)
- ・対象となる労働者の所定労働時間が週20時間以上でない場合
- ・雇用契約締結日が令和2年6月1日から12月31日までの期間でない場合
- ・雇用期間開始日が令和2年6月1日から12月31日までの期間でない場合
- ・対象となる労働者がすでに交付(決定)を受けている場合
- ・申請期限を過ぎた場合

以下のいずれかに該当する場合、事業者は交付対象となりません。

- ・事業者が国、地方公共団体、その他の公共団体である場合
- ・市税の滞納がある場合(ただし、新型コロナウイルス感染症の影響による徴収猶予許可(地方税法附則第59条)を受けている場合を除く)
- ・1事業者が、5件を超える雇用契約を申請した場合
- ・雇用契約の日から1年以内に対象となる労働者と雇用関係にあった場合
- ・雇用契約の日から1年以内に対象となる労働者と親会社等と雇用関係にあった場合
- ・対象となる労働者と事業者の役員等が3親等以内の親族である場合

その他、ご不明な点は、お問い合わせください。

## 8 事業者が交付を受けることができる雇用契約は何件までですか。

A 奨励金の交付は、1事業者にあっては、雇用契約5件までです。

## 9 岐阜市内で複数の店舗を営んでいます。

この場合、店舗ごとに最大5件までの雇用契約に対し、奨励金の交付を受けることができますか。

A 奨励金の交付は、事業者単位で行います。そのため、市内で複数の店舗を営んでも店舗ごとではなく、1事業者で最大5件までの雇用契約に対して奨励金の交付を行います。

## 10 他の補助金等も受ける予定ですが、対象になりますか。

A 本制度に他の制度との併用を禁止しておりませんが、併用する他の制度によっては、併用を禁止する制度もありますので、他の併用する制度の内容をご確認ください。

## ●申請について

### 11 申請時の提出書類を教えてください。

- A 「岐阜市雇用就労促進奨励金交付申請書兼請求書」(様式第1)を、対象となる労働者及び事業者がそれぞれ記入して提出してください。
- なお、事業者が対象とならない場合などは労働者のみが申請してください。
- また、申請書とあわせて問12に記載の添付資料が必要となります。

### 12 申請時の提出書類を教えてください。

- A 申請時に必要な添付資料は以下のとおりです。
- ・対象となる労働者の本人確認書類の写し(運転免許証、保険証、パスポート、マイナンバーカード(顔写真のついた面のみ)等)
  - ・雇用期間や所定労働時間が確認できる書類(雇用契約書の写し等)
  - ・ハローワークが発行する紹介状の写し
  - ・対象となる労働者の振込先(本人名義)の金融機関、支店名及び口座番号が確認できるもの(振込口座の通帳やキャッシュカードの写し)
  - ・対象となる労働者の離職日等が確認できるもの(雇用保険受給者資格証、離職証明書、内定取消通知書等)
  - ・別紙1-1及び別紙1-2の報告書
- なお、用意ができない資料がある場合は、別途ご相談ください。
- また、ハローワークの紹介状は、再発行していません。その際は、任意様式で構いませんので、ハローワーク経由で雇用契約を締結した旨の一文を添付してください。

### 13 離職日等が確認できる書類がない場合はどうすれば良いですか。

- A 対象となる労働者の申請書において、離職等の状況(離職等した事業所及び日付)を記入することで証明にかえることができます。

### 14 申請は誰が行うのですか。

- A 対象となる労働者の書類とあわせて、原則、事業者が一括して提出してください。ただし、事業者が対象とならない場合や申請を行わない場合は、労働者自らが申請することができます。

### 15 申請期限はありますか。

- A 令和3年1月31日までに申請することが必要です(消印有効)。
- ただし、事業者が対象とならない場合や申請を行わないために、労働者自らが申請する場合は令和3年2月28日までとなります。
- また、奨励金は、予算の範囲内での交付となり、申請順に交付決定を行いますので、早めの申請をお願いします。

**16 申請先・方法を教えてください。**

A 申請先は以下のとおりです。  
〒500-8720 岐阜市神田町 1-11 岐阜市役所 労政・経営支援課  
申請方法は、郵送となります（新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため）。  
申請書は同課または市ホームページ（労政・経営支援課）で入手できます。

●奨励金について

**17 奨励金を受け取るのは、誰になりますか。**

A 奨励金は、対象となる労働者と事業者それぞれにそれぞれ交付します。  
申請書に記載された振込口座にそれぞれ振り込まれます。

**18 奨励金は課税対象になりますか。**

A 本事業における奨励金は課税対象となります。

**19 岐阜市税の徴収猶予許可を受けている事業者は、奨励金の対象となりますか。**

A 新型コロナウイルスの影響による市税の徴収猶予許可（地方税法附則第 59 条）を受けている場合は対象となります。